

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2 発酵槽又はその部分品

©CISTEC
2025.11.15施行省令等対応 (1 / 1)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

3の2(2)次に掲げる貨物であつて、 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に 用いられる装置又はその部分品であるもののうち 経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽又はその部分品 3 遠心分離機 4 クロスフロー過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 5の2 噴霧乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられ る防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第2条の2〔第2項〕輸出令別表第1の3の2の項(2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの	【 】		
イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの	[]		
(一) 内容積が20リットル以上の密閉式の発酵槽であつて、 定置した状態で内部の滅菌 又は消毒をすることができるように設計されたもの	[]		数値 ()
(二) (一)に該当する発酵槽に用いるように 設計された培養容器であつて、定置した状態で内部の滅菌 又は消毒をすることができるもの	[]		
(三) (一)に該当する発酵槽に用いるように 設計された制御装置であつて、 発酵装置を制御するための2以上のパラメーターを 同時に監視及び制御をすることができるもの	[]		数値 ()
ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの	[]		
(一) 内容積が20リットル以上の密閉式の発酵槽	[]		数値 ()
(二) (一)に該当する発酵槽に用いるように 設計された使い捨て培養容器の収容装置	[]		
(三) (一)に該当する発酵槽に用いるように 設計された制御装置であつて、 発酵装置を制御するための2以上のパラメーターを 同時に監視及び制御をすることができるもの	[]		数値 ()
	判 定 結 果	□該当 □非該当	
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日) 会 社 名 _____ 所属・役職 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 _____ 電 話 _____	該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []		